

在住協通信 4月号

～ 事務局からのご挨拶 ～

過ごしやすい季節となりましたが、4都府県への再度の緊急事態宣言発令、各地でのまん延防止等重点措置の発令など、今年の大規模連休も落ち着いて楽しむとは言えない雰囲気となっておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、4月から第12期が始まりました。

《活動のご報告②》でもお知らせしております通り、第11期は会員増で終わることができました。新型コロナ禍でいろいろな活動が制限される中、新たに多くの方にご入会いただけ、協会が盛り上がっていくことを嬉しく思っております。

第12期はより皆様を巻き込んで、有意義な活動をできればと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

～ 今後の予定 ～

★第12期 開始

日程：4月1日～

★第12期会費納入

個別での会費納入の会員様には随時新年度会費納入のご案内をお送りしております。届きましたらご対応のほどよろしくお願いいたします。

※協力会経由で会費をお納めの皆様は協力会様ごとに順次ご案内しております。

★支部長ウェブ会議（4/19回・4/27回）

日程：4月19日 17:00～（開催済）

4月27日 17:00～

開催方法：オンライン

右でもご案内しております通り、今年度は支部長の皆様とともにイベントを企画して参ります。お困りごとやご要望などのご意見をジャンル分けし、それぞれをチームに分けて進めていければと考えております。企画の進捗状況は在住協通信にてお伝えして参ります。

～ 三二活動報告 ～

4/20、札幌安全協会様のウェブ会合に参加させていただきました！協会の近況報告や新サービスのご案内等させていただきますので、協力会行事がございましたらぜひ事務局までお知らせください！

～ 活動のご報告① ～

《 第12期事業計画 》



4月から始まった第12期は、これまで培ってきた関係性や企画ノウハウを活用し、活動をよりダイナミックに展開していきたいと考えております。

既存の会員様、新しく入会した会員様を巻き込みながら木造住宅産業を盛り上げて参ります！当期事業計画の概要についてお伝えします！

◆ 会員募集の強化

今年度も引き続き会員募集を強化して参ります。会員募集では協力会での入会を推進するほか、特定技能をきっかけにした入会の勧誘も促進し、年度末での純増200社を目標とします。また、新規入会会員様へ協会活動のご案内やサービスの周知を行って参ります。

◆ 会員様の人材確保・育成・定着に繋がる事業 ◆ 在来工法の普及と継承、発展に繋がる事業

今年度は、より会員様のご意見を活かした企画を行うため、支部長の皆様にご協力いただきセミナーや講習会等のイベントを開催して参ります。イベントの企画にあたっては4月に支部長会議を開催し、企画の方向性などについてご意見を伺います。

また、技術交流会は今年も国内を中心としてオンラインでの開催を予定しています。木造住宅産業における「働き方改革」に繋がる内容にして参ります。

◆ 会員様サービスの拡充

昨年度より始まりました「一人親方特別労災加入サービス・社労士無料相談サービス」「ソフトバンク 社用携帯サービス」「新・工事保険」の各種サービスを周知していくとともに、新たなサービスを順次提供して参ります。新サービスについては上記支部長会議でもご希望を伺いながら拡充します。

◆ 官公庁、他団体との連携強化

特定技能制度の構築にあたっては会員様のお声を活かすべく活動して参りました。業界団体としてこのような活動の幅をより広げるべく省庁・他団体との連携を深めて参ります。

～ 協会から提供サービスのご案内①～ 《 協会専用 工事保険 》

在住協通信にて度々、また、会員調査にて「興味あり」とご回答いただいた会員様には個別にご連絡させていただいておりますが、在住協が契約者となる団体保険をご案内しております。団体契約ですので個別でお入りになるより保険料が大変お得になっております。

3月1日始期ですが、途中からの加入も可能です。資料や保険料見積りがご希望の会員様は、お気軽に事務局までお問い合わせください。

一般社団法人 日本在来工法住宅協会の皆さまへ

日本在来工法住宅協会専用保険制度のご案内

全業種別業種別、全業種別業種別、建設業種、建設業種、建設業種

日本在来工法住宅協会専用保険制度は、建設業で起こる様々なリスクを補償します

2021年3月1日午後4時～2022年3月1日午後4時(1年間)

加入申請書の提出期限：2021年2月2日必着
保険料等の払込期限：2021年2月2日必着

日本在来工法住宅協会専用保険制度

本協会は、日本在来工法住宅協会の会員が契約する団体の専用保険制度となります。さまざまな業務を協会に所属していますので、業種の経営上のリスク補償はもちろん、協会からのサポートも受けられます。

「日本在来工法住宅協会専用保険制度」へ加入いただく際は、一般社団法人 日本在来工法住宅協会（任意）への加入が必要となります。（任意費：5,000円）

日本在来工法住宅協会専用保険制度の3つのメリット

- 日本在来工法住宅協会からの団体補助により保険料も優待されています。
- 各種補償は協会の年間保険契約に比べるため、保険の契約費が大幅に安くなります。（ご加入の条件は異なります）
- 年間一括前払方式の確率保険料と比べ、保険料が終了後の確率優待が受けられます。

保険の概要

【賠償責任補償】
賠償責任補償、賠償責任補償、賠償責任補償

【建設工事賠償補償】
建設工事賠償補償、建設工事賠償補償、建設工事賠償補償

～ 活動のご報告②～ 《 新規会員様 のご紹介 》

【3月度 入会会員】

横浜安全協会 様（1件・神奈川県）
土浦安全協会 様（1件・茨城県）

【第11期 会員数推移】

月	会員数	増減
2020年上半期	2,197	+ 86
2020年10月	2,200	+ 3
2020年11月	2,264	+ 64
2020年12月	2,275	+ 11
2021年1月	2,312	+ 37
2021年2月	2,360	+ 48
2021年3月	2,324	- 36
第11期 計		+ 265

例年3月は会費未納者の退会処分があるため会員減となってしまうのですが、年間では累計で265社の増と4期連続での会員増で期を終えられております。皆様のご協力に感謝申し上げます！

～ 協会からのご案内～ 《 インボイス制度について 》

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

これにあたり課税事業者は、**必要事項が網羅された請求書様式を登録する必要**が出て参ります。制度開始に先駆け、本年10月1日より「登録申請」がスタートします。

事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を受け付けることができます。

別添導入までのスケジュール

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手軽がスムーズです。

詳細は別途お知らせし、登録開始前には説明会等を開催したいと考えておりますが、まずは制度についてご案内させていただきます。

インボイス制度については下記URLをご参照ください。

国税庁HP
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit/su/invoice.htm>

事務局スタッフが毎月ご報告

■ 今月の出口 ■

4月になり、東京もだんだんと暖かい日が多くなって参りました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。体調崩されてなどいませんか？

今月のご報告がございませす。わたくし出口ですが、先日結婚いたしました！！以前は「友人を呼んで盛大なパーティーをやるよ」なんて妄想を膨らませていた時期もありましたが、コロナ禍ということで、パーティーや披露宴などは行わず、親族のみにてミニマムな挙式を行いました。想像していた形とは違いましたが、とても幸せな時間を過ごすことが出来ました。



そんな時間を過ごせたのも、ここまでお世話になってきた方々のおかげだと改めて感じております。まだまだ未熟者ではございますが、この時間を糧に、そして人生の先輩である皆さまから色々なことを学びながら楽しい家庭をつくりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

発行・お問い合わせ先：
（一社）日本在来工法住宅協会

〒108-0074
東京都港区高輪2丁目14番18号 グレイス高輪207
TEL：03-6408-0285 FAX：03-6408-0286
E-mail：zairai@jtha.jp HP：www.jtha.jp